

子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 25 年 7 月 31 日発行

全私保連ニュースⅡ 《平成25年6号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
(送信枚数計 4 枚)

国「子ども・子育て会議基準検討部会(第3回)」(7月25日)の開催について

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第3回)が、7月25日開催されました。当日の議事内容は下記です。

議事内容

- (1) 小規模保育事業について
- (2) 地域子ども・子育て支援事業について
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (4) 確認制度について
- (5) その他

・無藤部会長の進行により、はじめに事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告されました。併せて議事進行について説明され、本日は3時間の予定であることが触れられました。

《傍聴概要》※以下敬称略

(1) 小規模保育事業について

・保育課長より資料1「小規模保育事業について」について説明が行われました。当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員)小規模保育事業の論点②のB型における保育士割合をどの程度のものと設定するかについては、いずれにしても職員の配置基準については保育所の規制緩和に繋がるようなものとするべきではないと考える。現行の職員配置基準を守ると共に小規模という特殊性を考慮し、職員1名の加配をすることは望ましい。なお、1/2以上を保育士、残りについて保育士不足を理由として家庭的保育者とするについては反対の意を表明したい。

(以下は、各委員意見の概要)

- とくに保育の質の観点からも保育士の定数について追加配置については賛成。保育士比率が上昇した場合に公定価格上段階的に対応していくというより質を上げることについてのインセンティブを付けていくこともぜひお願いしたい。研修内容について、やはり集団的保育としてチームとしての保育という考え方を園内研修の重要性として書き込んで頂く必要がある
- 知事会としては、地域の実情にあった事業が可能になるようにして頂きたい。地域の学校との連携のもと自治体が認めた場合は、幼稚園教諭や看護師や教師等も有資格者と考えられないか。研修も市区町村1つでは困難なので、合同で取り組めることも必要。地域の空き店舗等の活用等、市町村が決めやすいような基準にできないか。自園調理を実施していない僻地保育所が移行する際は困難であろうと思うので義務化を外して頂きたい。離島等人口減少地域では、いくつかの特例が必要ではないか。
- 質だけでなく現場としての安全性も重視していけるようにして頂きたい。安全確保の点からも連携施設の意義を伝えていきたい。
- 人員配置の部分でプラス1とした提案はとても良い。B型の保育従事者1/2としたところは評価したい。現状の地域の認証保育所や自治体独自の保育施設、認可外保育施設が公的スキームから外れることは望ましいことではない。そうした点から間口の広いしくみにしていくことは評価したい。

また連携施設に卒園後の受け入れ先にしていける考え方も評価したい。一方で人員配置について 0 歳児 1:6 については現状では 0 から 2 歳まで 1:3 の手厚い配置になっているところから、プラス 1 と共に事務負担をされる人を考えて頂きたい。

- 知事会からできるだけ地域の実情に応じて最良を認めて頂きたいという提案があったことについて総論は反対はしないが、人口減少の環境で育つ子どもこそ、全国一律により良い保育環境が保障されることが求められる。
- 概ね賛成である。その中で同一自治体ではなく近隣であれば同一法人を連携施設として認めて頂きたい。現在、待機児童解消に寄与している自治体単独施策が量の確保としても引き続き担えるようにして頂きたい。
- 連携施設からの給食の搬入について、連携施設とはどのくらいの距離を考えているのか。卒園後の受け入れ確保は大切であると考えているが、自治体が調整するのはいかがなものかと考えている。あくまで民間と民間との関係に行政がどの程度介入して可能なのかは疑問。
- 市町村が基本的に条例で定めることになっており、現行の認可基準や地域の実情をある程度考慮してあらたな基準を設けていく案には概ね賛成。C型について 1/2 の保育者を市町村が認定するということについては、具体論が乏しいのではないか。
- 現在の分園制度については中心保育所との連携について通達の中で一体的に運営ができるものとして通常交通機関による 30 分を目安とするとしている。一つの参考としてあげておきたい。研修については現在家庭的保育事業についてはガイドラインを設けているが、今度の新しい事業についてそれを参考にさらに見直していくこともあると思うが、触れておきたい。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・資料については前回説明していることから続いて質疑応答に入りました。

(以下は、各委員意見の概要)

- 居宅訪問型保育事業ならびに地域子ども・子育て支援事業において導入される訪問型保育は、子どもを持つ家庭に対してその居宅を本拠にして柔軟に対応できる保育サービスであり、訪問型を導入することは、利用者の選択肢を増やすことができ、かつ人件費以外の施設や設備費用のインシャルコスト低減が図れるメリットがある。地域子ども・子育て支援事業においては、⑤養育支援訪問事業、⑩病児・病後児保育事業以外の事業においても、訪問型保育を導入できる可能性があると考えられる。また柔軟に利用者が利用できるようにバウチャー方式の導入をぜひお願いしたい。
- 病児保育について、とくに多くのニーズに答えられていない現状からも施設や事業者に委ねるのではなく柔軟に利用者に対応できるような事業にして頂きたい。その意味でもバウチャー方式を検討頂きたい。
- 利用者が柔軟に利用できるようにバウチャー方式の導入には賛成。
- 各種の専門的な事業を利用者が適切に利用できるように、例えば子育てコンシェルジュのような専門者による利用者支援の機能が重要である。
- 0歳から3歳未満の乳幼児に関しては、在宅で子育てしている家庭が7～8割であり、これまで以上に妊娠期から産後にかけての切れ目のない支援の充実、また保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前学校教育・保育につながるまでの支援の充実が求められている。しかしながら、市町村の独自事業も含め市町村間でサービスの格差が大きい分野でもある。さらに、母子保健、地域子育て支援、幼児教育、多様な保育ニーズへの支援、放課後児童育成支援、障害児支援、養育家庭支援、虐待防止、ひとり親家庭への自立支援等、関係部局が多く、行政内での連携が必要でありのみならず、当事者である子どもや子育て家庭が適切にサービスを選択できない可能性がある。望ましい姿として、1. 身近な場所で、ワンストップの敷居の低い相談・援助の場がある(利用者支援)こと。2. 市町村の子育て支援サービスがわかりやすく提供されている。また、市町村の整備状況が可視化できていること。3. 保育、幼児教育、地域子育て支援、多様な保育ニーズへの支援、放課後児童育成支援、障害児支援、養育家庭支援、虐待防止、ひとり親家庭への自立支援等、関係部局等の一元化や連携ができていくこと。4. わがまちに必要な市町村独自事業が豊かに実施されていること。

5. 地域の多様な人々が子育て支援の場に関わり、地域の支え合いができていないこと等が必要である。
- 先ほどの小規模保育ですら3:1であるのに、病児保育について3:1というのは危険。2:1にして頂きたい。市町村の熱意により格差があるので、もっと乗り入れを国が指導して頂きたい。病児保育室について施設建築費の補助を設けて頂きたい。派遣型について否定はしていないが、子どもの病気はとて急変する可能性が高いので、より高い専門性が求められる。まず就労支援ではなく、子どもの安心安全をすべての子どもに確保することが優先であると考えている。
 - エンゼルプラン以降、必ずしも子どもを取り巻く環境はよくなっていないと考える。今日まで多様なニーズに応えるということで行ってきているがそろそろ8時間保育ですむ社会にしていく必要がある。週40時間労働は子どもにはメリットとして反映されていない。したがって延長保育についても見直していくべき。病児保育についても単に就労支援ではなく、子どもの安全や安心の面から考える必要がある。親御さんが必要な際に法的に確保される必要はあるが、量的な確保については反対したい。
 - 病児保育について、現実的には例えばひとり親世帯等、必要な世帯が多くあることは認識した上で、先ほどのバウチャー制等の検討も含めてしていくべき。派遣型の分園も労働基準の面から難しいのでぜひ厚生労働省には検討をして頂きたい。
 - 乳児家庭の全戸訪問事業については、ママだけでなくパパも対象にパパからも子育ての話を聞けるような啓発をして欲しい。病児・病後児保育については、働き方を見直すということは前提。その上でそこをしっかりと補っていくことが必要。
 - 事業の全体の体系性を展望を持って考えるべきという考え方には賛成。その際、放課後児童クラブについて乳児期からの連続した育ちの中で、なぜこの資料から抜けているのかについてはきちんと説明して頂きたい。「幼稚園における子育て支援活動」について今回この事業から分けるというのは、私学助成の中で都道府県でもかなりばらばらであるとも聞いており、大きな展望はここで創った上で進めていくことが必要。
 - 「幼稚園における子育て支援活動」ということで回数は少ないと思うが地域の子育て家庭に提供しているので事業でなく活動ということは微妙なので、この大きな各種事業の中でネットワークづくりの中で次回ぜひ検討して頂きたい。
 - 放課後児童クラブについての専門委員という立場で、昨日も専門委員会があった。集中的、実務的に行っている。
- (事務局)今回、放課後児童クラブについて等考慮が足りなかったかと反省しているが、当然この会議から外されているものではなく、まだ専門委員会で熟度が達していないため今回の資料となった。「幼稚園における子育て支援活動」については、個別に市町村から受託するだけでなく、幼稚園のすべてで行って頂くというイメージであれば、むしろ施設型給付の中で行って頂くものとして、まだいろいろ議論の準備になる資料が間に合わなかったことから、資料がそろい次第、ここでの議論をお願いしたい。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可基準について、(4) 確認制度について

- ・事務局より資料3「幼保連携型認定こども園の認可基準について」、資料3参考「幼稚園・保育所の現行の基準適合状況(設備関係)」、資料4「確認制度について」について説明が行われ、協議が行われました。当連盟の橘原委員から下記について述べられました。

(橘原委員)質を向上させることは当然であるが、例えば現行の保育所では屋外遊戯場については屋上でも可としている等に鑑み検討すべき。併せて園長資格についても、現行保育所では例えば、社会福祉主事任用資格にある程度の経験を考慮する等の考え方も取られている。そうした点についてはあまり高い基準を当初から設けてしまうと保育所も認定こども園へ移行することが困難になってくる等のことも考慮して検討して頂きたい。

(以下は、各委員意見の概要)

- 質疑応答満3歳において30人という学級編成については保育所に併せてぜひ必要。園長資格につ

いては「必要である」とした上で、移行期間を設ける等として頂きたい。両者の垣根を取り払っていくという視点からも不可欠である。

- この基準がより良い方向性で別のものにより目的を達成している場合は認めていく等の意味で、質を下げるということではなく目的を達成していくためということで柔軟に検討して頂きたい。
- 園長資格についても賛成。確認制度についての評価において情報公開も義務化する必要があるのではないか。保育者の勤続年数やキャリア等の基本データを一律公開して頂きたい。また、この「情報」のなかに子どもにかかわる「重大事故の発生」を明記し、発生後の速やかな市区町村への報告と、都道府県による事故検証、国への報告を義務付ける事故検証システムを組み込むことが必要だと考える。
- 認可基準については、その他の職員の配置について、乳児等の低年齢児の保育を実施する場合は、保健師・看護師等を置くよう努めることとすべきである。先般の保育所最低基準の地方への条例委任により、満2歳未満の乳幼児に対する「乳児室又はほふく室」の基準の運用について地方自治体の間に大きな差があることが明らかになった。社会生活の変化により現在では殆どの施設においてベッドを使用しているので、「乳児室又はほふく室」を「乳児室及びほふく室（スペース）」に改め、面積基準は両室とも現行並とすべきではないか。確認制度の上乗せ徴収については、実費徴収の上限設定及び実費徴収以外の上乗せ徴収については、経営実態調査の結果を踏まえる必要がある。実費徴収以外の上乗せ徴収については、「基本制度」では運営主体である法人種別により対応を異にする考え方が示されているが、幼保連携型認定こども園は学校と児童福祉施設との双方の性格を有することや、新制度は公定価格制度であること、幼稚園については現行の補助制度と新制度への移行が選択できる仕組みとなったこと、低所得者への配慮を行うことなど多様な視点を踏まえた上で、新制度として統一した基準が必要である。保育所には入園金の仕組みがないことや、保護者からの建設費に対する寄付金等は行政指導により差控えている。児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園における取扱いについて一定の考え方を示す必要があるのではないかと考える。管理・運営等に関する基準について会計区分については施設型給付に係る事業を区分経理するものとし、当該事業以外の学校・社会福祉事業以外の事業への繰り入れは認めないこととすべきである。また運営主体であるすべての法人の財務諸表を公表する必要がある。園長資格については、来年度位から8単位の併有対応がなされるか否か伺いたい。
- 園長資格については確かに質を高めていくということで必要だと考えるが、マネジメント等のことも求められる職種として、もう少し専門的な位置づけを検討して頂きたい。職員配置については、要支援児童に対する対応として看護師を含むとして頂けないか。

次回日程について基準検討部会については、8月29日（木）子ども・子育て会議基準検討部会（第4回）13時～16時、また7月26日（金）子ども・子育て会議（第5回）9時30分～12時予定であることが説明されました。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

保育三団体協議会の開催について

◇この間の子ども・子育て会議及び基準検討部会の開催に併行して保育三団体協議会実務者会議が開催されています。主に子ども・子育て会議の保育課による事前の資料説明等を中心に、第2回は5月28日、第3回6月17日、第4回7月3日、第5回7月22日に開催され、事前の意見交換と提出意見等について協議が続けられています。8月27日には各団体の代表者と共に会議を行い、今後の意見・要望事項等について、保育三団体間での検討が行われる予定です。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp